

**令和 8 年度 令和 6 年能登半島地震・奥能登豪雨復興祈念シンポジウム
開催業務委託仕様書（案）**

1 委託業務の名称

令和 8 年度 令和 6 年能登半島地震・奥能登豪雨復興祈念シンポジウム開催業務

2 委託業務の目的

令和 6 年能登半島地震及び奥能登豪雨からの復興の現状や未来への展望を県内外に広く発信し、震災の風化防止を図るとともに、様々な主体が地域の将来を検討する機会の創出を図る。

3 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 1 月 29 日（金）まで

4 シンポジウムの開催概要（予定）

（1）大阪開催

ア 日時

令和 8 年夏頃 2 ～ 3 時間程度

（上記時間に、事前準備・会場撤収時間は含まない。

なお、終了時間は、プログラムの進行によって変更する可能性がある。）

イ 場所

大阪府大阪市内

ウ 参加者

200 名程度

エ 参加費

無料

オ 内容例

（ア）主催者・来賓挨拶

（イ）基調報告

復興状況の報告、支援の感謝と引き続きの支援への呼びかけ等

（ウ）著名人によるトーク

復興への想いやこれからの能登について語ってもらう

（エ）能登のために奮闘している方々による事例報告

（オ）パネルディスカッション

（カ）会場での展示・ブース出展・物品販売

（2）金沢開催

ア 日時

令和 8 年秋頃 2 ～ 3 時間程度

(上記時間に、事前準備・会場撤収時間は含まない。

なお、終了時間は、プログラムの進行によって変更する可能性がある。)

イ 場所

石川県金沢市内

ウ 参加者

200 名程度

エ 参加費

無料

オ 内容例

(ア) 主催者・来賓挨拶

(イ) 基調報告

復興状況の報告、支援の感謝と引き続きの支援への呼びかけ等

(ウ) 著名人によるトーク

復興への想いやこれからの能登について語ってもらう

(エ) 能登のために奮闘している方々による事例報告

(オ) 東北、熊本等の被災地における復興の先進事例報告

(カ) パネルディスカッション

(キ) 会場での展示・ブース出展・物品販売

(ク) 能登の被災地の視察（シンポジウム開催日の前日）

- ・ 金沢市内から借上げバスで移動し、地震・津波・豪雨等の被害が分かる場所、復興の現状が分かる場所や復興に取り組む事業者・団体等を視察する。
- ・ 定員 40 名程度で、原則として、金沢開催のシンポジウム参加者のうち希望者を対象とするが、視察のみの参加も可とする。
- ・ 昼食代は、参加者の自己負担とする。

※ 日時及び場所については、委託者が指定する。

※ 内容及び順番については、出演者との調整状況等によって変更となる場合がある。

5 委託業務の内容

(1) シンポジウム全般の企画・運営

委託者と協議の上、各種運営マニュアル及び進行台本等の作成、関係者に対する申請・諸手続業務等、シンポジウムの開催に係る出演者、会場、関係官公署、報道機関等の関係者との調整の一切を行うこと。

(2) プログラムの企画・調整

ア 内容の企画提案

委託業務の目的に合致する開催テーマ、プログラム構成、出演候補者、演出等を企画提案すること。

イ 出演者の手配

シンポジウムの開催趣旨に合致し集客が見込める複数の出演候補者を提案し、委託者と協議の上、手配すること。

ウ 内容、資料等の調整

委託者及び出演者と連絡・調整を行うこと。

エ 会場での展示・ブース出展・物品販売の企画・調整

シンポジウムの開催趣旨に合致する展示等を提案し、委託者、出展者及び会場と調整の上、必要な備品等の手配、展示等の制作・設営・撤去を行うこと。

オ 出演者への出演料等の支払い

出演者へ出演料又は謝金及び旅費の支払いを行うこと。

なお、著名人出演料、旅費その他スタイリスト、メイクスタッフ経費等の出演に係る一切の費用については、大阪開催、金沢開催で各2,000千円以内とし、また、その金額については、あらかじめ委託者と調整を行うこと。

(3) 広報

ア チラシ、Web広告、SNS、メディア（新聞広告、テレビ・ラジオCM等）等各種媒体を用いた効果的な広報を提案し、集客のための広報を図ること。

なお、委託者においては、石川県公式ホームページ、SNS等への掲載等による広報を予定している。

イ 委託者の指示により、来賓、関係者等への案内状の作成・発送を行うこと。

ウ 広報を行うに当たっては、シンポジウムへの関心を視覚的に喚起するキービジュアル、サムネイル等を制作すること。

(4) 参加申込受付

参加申込受付、連絡、調整を行うこと。また、申込状況を委託者に定期的に報告すること。

(5) シンポジウム当日の運営及び会場設営・撤去

ア 運営スタッフの配置

(ア) 運営スタッフの配置計画を作成し委託者と調整すること。

(イ) ステージ進行を管理するスタッフを配置すること。

(ウ) 受付・誘導、設営・撤去及び出演者等のアテンドを行うスタッフを配置すること。

イ 会場設営・撤去、付帯器具等の手配

(ア) 会場レイアウトを作成し、委託者及び会場と調整を行うこと。

(イ) 来賓、石川県関係者及び報道機関の座席を確保すること。

(ウ) 舞台用看板、各種案内板等を設置すること。

(エ) 会場と必要な調整を行い、音響、映像等の調整・運営を行うこと。

(オ) 出演者が休憩できる控室を設営するとともに、ケータリングを提供すること。

(カ) 会場及び控室等の設営並びに撤去を行うこと。

(キ) (ア)～(カ)までについては、会場の使用規程等に基づき適切に手配する

とともに、委託者が会場から借用する備品・付帯器具等以外に必要な資機材・備品等については、受託者において、委託者及び関係者と調整の上、委託費用の範囲内で手配すること。

ウ 資料の配布

(ア) 当日のプログラム（各 300 部程度、カラー）を作成・配布すること。

(イ) 委託者が提供するチラシ、パンフレット等を配布すること。

エ シンポジウムの記録

(ア) 記録用の音声を録音するとともに、写真を撮影し映像を録画・編集すること。写真や映像については、委託者が石川県公式ホームページ、Y o u T u b e、S N S への掲載等に活用することを前提とすること。

(イ) 本業務の効果分析等を行うため、来場者アンケートを実施し、集計分析を行うこと。

なお、アンケート項目は委託者と調整すること。

オ 会場使用料等の支払い

(ア) 会場使用料及び会場の備品・付帯器具等の使用料については、委託者が負担し、直接会場に支払う。

なお、備品・付帯器具等については、会場側に発注する前に委託者と調整すること。

(イ) 出演者等のケータリング代の支払いを行うこと。

なお、発注する前に委託者と調整すること。

(6) 能登の被災地の視察

視察先の提案・調整、バス・添乗員の手配、行程管理その他視察の実施に必要な連絡調整等を行うこと。

(7) その他

ア 復興の現状や未来への展望を県内外に広く発信し、震災の風化防止を図る観点から、能登や開催地等の企業・団体、大学、報道機関その他関係者との連携の工夫について積極的に提案し、実施すること。

イ (1) から (6) 以外で、委託業務の目的に合致し事業効果の向上に資すると思われる企画、演出、広報、関係機関との連携等を積極的に提案し、実施すること。

6 業務の進め方

(1) 受託者は、委託者の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、委託者との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。

(2) 適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、業務の実施に当たっては、進捗状況及び今後の進め方等を委託者に逐次報告するほか、必要に応じて委託者と打ち合わせを行うこと。

- (3) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。
- (4) 受託者は、本業務を第三者に委託し、又は本業務の義務を第三者に引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承認を受けたときはこの限りではない。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、その都度、委託者の指示を受けて処理すること。
ただし、定めのない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

7 成果品

次に掲げる成果品をCD、DVD等の電子媒体により委託者に提出すること。
なお、成果品は委託者に帰属するものとし、委託者が二次利用できるものとする。

(1) 契約締結後速やかに提出するもの

- ア 業務実施工程表（任意様式）
- イ その他委託者が必要と認めるもの

(2) 業務完了後速やかに提出するもの

- ア 業務完了報告書
- イ アに添付する書類
 - (ア) シンポジウムの開催に係る制作資料（プログラム、シナリオ、マニュアル、配布資料等）
 - (イ) 広報に係る制作資料（ポスター、チラシ等）
 - (ウ) 開催記録（写真・映像、参加申込者及び当日来場者の人数、属性等）
 - (エ) 来場者アンケートの集計結果
- ウ その他委託者が必要と認める書類

8 その他

- (1) 本業務の成果品に係る著作権（作成の過程で作られた素材等の著作権も含む。）及びその権利は、全て委託者に帰属するものとする。
ただし、受託者と委託者の協議の上、欠かすことができないと認めた構成素材のうち、当該著作権を委託者に帰属させることが困難なものについてはこの限りでない。
- (2) 受託者は、委託者に著作権を譲渡し、又は委託者に著作権法に基づく利用を許諾した成果品に関し、著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果品及び構成要素に含まれる第三者の著作権、商標権、その他の権利については、受託者が当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。
- (4) 受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用

することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 業務の遂行に当たって疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項に関しては、速やかに委託者まで連絡し、その指示を受けること。

(6) 受託者は、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。